

伊賀市市民活動支援センターに関する提言

平成21年3月

伊賀市市民活動支援センター運営委員会

はじめに

伊賀市市民活動支援センター（以下「市民活動支援センター」という。）は、合併協議による伊賀市まちづくりプラン（新市建設計画）にその整備が盛り込まれるとともに、「伊賀市自治基本条例」（平成16（2004）年12月24日制定）に規定（同条例第36条）されました。

また、総合計画や行政改革大綱など、各種行政計画の中でもその機能を充実することが明記されています。

支援センターは、「伊賀市民活動支援センター設置に関する報告書」（以下「報告書」という。）に基づき、平成17年4月1日に阿山支所西隣に開設され、その後、平成19年9月1日に市の中央部となるゆめぼりすセンター内に移転して、現在に至っています。

市民活動支援センターは、市の重要課題である住民自治の確立に向けて、市民が自主的・主体的に行う住民自治活動、NPO活動及びボランティア活動（以下「市民活動」という。）を支援する拠点として設置されており、その機能のさらなる充実が求められることから、設置後4年を経過した節目として、市民活動支援センター運営委員会として、今後の市民活動支援センターに関して7つの提言を行います。

伊賀市市民活動支援センター運営委員会
委員長 岩崎 恭典

今後の市民活動支援センターについて

これまで、市民活動支援センターは、市民自身が自らの責任のもとでまちづくりを進めるためには、市民ができることは市民が担い、市民が個人や家族でできないことについては、市民活動団体や企業などの多様な主体で担う必要があるという伊賀のまちづくりの基本原則の実現に向けて、限られた人員と予算で、住民自治協議会、各NPOに対する中間支援を行ってきました。

一層少子高齢化が進行し、財政的にも厳しい状況にある今、これらの団体と行政、市民と行政の関係をこれまでの垂直的な関係から、水平的・自立的な対等・協力関係とし、それぞれの担うべき領域と役割について検討し、その責任と役割について理解と協力を求めていくことがより一層必要になります。

そこで、さらに、市民が主体的により多くの「公」を担うことができるよう市民活動支援センターにおいて市民活動団体と行政との情報ネットワークを確立させ、まちづくりと市民活動のコーディネートをする等、自発的に活動領域を拡大させ、専門性を高められるための支援を行うことが必要です。

このため、市民活動支援センターのこれら支援機能を強化し、推進するための人材と財源を確保することが必要と考え、市民活動支援センター運営委員会は、次の通り、提言いたします。

伊賀市市民活動支援センターに関する提言

1. 市による住民自治活動支援の責任を果たすとともに、市民活動支援センターの利用者が中心となり、企画・運営に参加していくことが必要になっていることから、現在の審議会的な運営委員会を廃止し、利用者や市民活動団体がセンターの企画・運営に参画するしくみを設けること。
2. 行政だけでなく市民・企業などの多様な主体が「公」を担うことが求められているため、市民活動に対する行政職員の理解と意識改革の促進を図ること。
3. 行政内部に市民活動との連携・協力を推進する各部課を超えた横断的な推進体制を整備すること。
4. 市民活動支援機能の充実のため、必要な人材の発掘、育成、確保を行うこと。
5. 市民活動支援センターを市民活動の情報通信技術の拠点として、情報通信基盤の整備を行うこと。
6. 市民活動支援に関して、市民や市民活動団体などが評価するしくみを構築すること。
7. 市民活動支援を行なうための、財源を確実に確保すること。

以上

平成20年度 伊賀市市民活動支援センター 運営委員

◎ 委員長、○ 副委員長

◎ 岩崎 恭典	四日市大学 総合政策学部教授
乾 光哉	伊賀市社会福祉協議会 伊賀市ボランティア市民活動センター長
穂積 澄子	伊賀・島ヶ原おかみさんの会 代表
灰原 美智子	公 募
清水 哲夫	公 募
明石 須美子	三重県 生活・文化部男女共同参画・NPO 室 主査
○ 立田 彰子	前 伊賀市市民活動支援センター検討委員